郡山市湖南地域リゾート開発指導基準

平成２年６月１日制定

［文化スポーツ部国際政策課］

会津フレッシュリゾートを構成する本市湖南地域の景観の保全並びに猪苗代湖の水質保全を図るため、当該地域において、リゾート開発等を計画する者は、次の基本方針並びに指導基準に適合するよう企画、立案するものとする。

記

１　基本方針

(1)　本地域は、磐梯朝日国立公園をはじめとする良好な自然環境を有し、とりわけ磐梯山と猪苗代湖を同時に眺望できる景観は、他に比類ないものである。

従って、これら本地域の従来の自然環境を保全し特性を阻害することのない計画とすること。

(2)　猪苗代湖は、我が国でも屈指の透明度をもち、本市最大の観光資源であり、また、市民の飲料水等の供給源としても重要な湖である。

従って、これが水質の保全について充分に留意した計画とすること。

２　指導基準

(1)　建築物等の高さについては、会津フレッシュリゾートを構成する地域と整合性及び眺望の確保を図るため

①　猪苗代湖に隣接する地域（別図）については、１５メートル以下の高さとすること。

②　①以外の地域については、２５メートル以下の高さとすること。

③　①及び②については、いずれも計画区域に関係する地形の稜線を越えない高さとすること。

(2)　猪苗代湖への排水基準については、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和５０年３月１７日福島県条例第１８号）によることとし、化学的酸素要求量は５PPM 以下とすること。

(3)　その他については、福島県リゾート地域景観形成条例（平成元年７月１４日福島県条例第７０号）及び同施行規則（平成元年８月２９日福島県規則７７号）に従うものとすること。